

専決処分事項報告（和解）について

1. 事故発生日

令和元年9月30日  
令和元年10月7日  
令和元年10月21日

2. 事故発生場所

交野市立保健福祉総合センター内 健康増進センター健(検)診会場

3. 事故による紛失書類

令和元年9月30日 「健(検)診予約票」  
令和元年10月7日 「特定健康診査 問診票」  
令和元年10月21日 「健(検)診予約票」  
「特定健康診査 問診票」  
「胃透視検査 注意事項について」  
「大腸・肺・結核・肝炎ウイルス・前立腺がん 検診受診票」

4. 市の対応

- ・ 度重なる個人情報紛失事故等により、市民の集団健(検)診業務を継続して委託することが困難な状況であると判断する。
- ・ 令和元年11月25日付で「平成31年度集団健(検)診業務委託契約」の合意解除を行う。
- ・ 債務不履行等に伴う損害について協議を重ねる。

5. 法的見解

- ・ 市に生じた損害は、人件費の増加や費用の増加等があるが、過去の裁判例をみても損害として認められるのは少額である。
- ・ 想定される損害額は、20万円から30万円程度であることから、訴訟をしても費用倒れとなる。
- ・ 損害額より高額な60万円を解決金としたのは、医誠会として事故が相次いだことにより迷惑をかけたことを考慮したからである。

6. 示談の要旨

- ・ 医誠会は、本件事故が発生したことを謝罪し、解決金60万円を支払うこと。
- ・ 集団市民健(検)診受診者からクレームや賠償請求があった場合に医誠会も真摯に対応すること。
- ・ 本件示談内容に正当な理由ある場合を除き、互いに非開示とすること。